

社会福祉関連8法の改正について

著者	福屋 靖子
著者別名	Fukuya Yasuko
雑誌名	筑波大学リハビリテーション研究
巻	2
号	1
ページ	57-58
発行年	1993-03-31
URL	http://hdl.handle.net/2241/10872

法改正の概要

1 在宅福祉サービスの推進

1) 在宅福祉サービスの位置付けの明確化

① 福祉各法

公的在宅福祉サービスを居宅支援事業として福祉各法の規定を整備し、その位置付けを明確にした。この居宅支援事業はホームヘルプ（訪問し介護する者の派遣）、ショートステイ（特別養護老人ホームなどでの短期滞在）、デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の3つからなっている。

② 社会福祉事業法

福祉各法に基づく在宅福祉サービスを一層進めるため、社会福祉事業法上の社会福祉事業として位置づけた。

2) 居宅支援事業の支援体制の強化

① 基金の設置

総合的な在宅福祉の充実を図るため、民間の先駆的・モデル的事业や在宅福祉従事者の養成・研修等に対し、実状に即した支援等を行う基金を社会福祉・医療事業団に設置する。

② 居宅支援サービスの供給体制の整備

市町村社会福祉協議会等を居宅福祉サービス等を企画・実施する団体として位置づけ、居宅支援サービスの供給体制の整備を進めるとともに、共同募金の配分規制を緩和等により在宅福祉サービス等に対する助成を強化する。

つまり、社会福祉協議会に対して地域福祉の中核的役割を担えるよう、関連団体の連絡調整等の活動のほか、福祉関連事業が実施できるようにした。

また、社会福祉法人が社会福祉活動を行うための財源は補助金のみではなくて、公共の利益に反しない範囲において独自の財源を確保するための収益事業を可能とした。

2 居宅支援サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化

特別養護老人ホームや身体障害者更生援護施設への入所決定の事務を市町村に移譲することにより、住民に最も身近な市町村において居宅支援サービスと施設福祉サービスが一元的に提供される体制を整備する。

つまり、社会福祉関連事務が従来からの国の機関委任から市町村への分権を図る団体委任事務へ転換し、その主体性と実施責任を明確にした。

この点に関する身体障害者福祉法では、身体障害者福祉援護事務等としての施設入所決定、補装具、更生

〔トレンド〕

社会福祉関連8法の改正について

福屋靖子

「老人福祉法等の一部を改正する法律」は「社会福祉関連8法の改正」ともよばれ平成2年6月29日付けをもって、平成2年法律第58号として公布された。

法改正の背景

改正の背景としては、人口の高齢化、国民意識の多様化・個性化、家族形態の変化、所得水準の向上等の我が国の生活構造及び社会構造は大きく変化してきており、これに対応して国民の福祉に対する需要も多様化かつ高度化してきている、という状況があり、昭和22年の児童福祉法の制定以来その骨格が形成されてきた今までの社会福祉制度が実状にそぐわなくなってきた事と、21世紀に向けて今後一層多様化する福祉需要に的確に応えるために、高齢者施策を中心にしたシステムへと転換を図るという社会的共通認識もその背景となっている。

社会福祉関連8法

改正法を受け福祉各法の施行令において、在宅福祉サービスの基準が示されてある。

改正の中心となるのは老人福祉法であるがそれに関連して以下の福祉関係法律について改正が行われた。

①老人福祉法（居宅支援事業の推進、措置権移譲、高齢者保健福祉計画策定等）

②身体障害者福祉法（居宅支援事業の推進、措置権移譲等）

③精神薄弱福祉法（居宅支援事業の推進、大都市特例の設置等）

④児童福祉法（居宅支援事業の推進）

⑤母子及び寡婦福祉法（居宅支援事業の推進）

⑥社会福祉事業法（居宅支援事業の社会福祉事業への追加、社会福祉協議会及び共同募金関係等）

⑦老人保健法（高齢者保健福祉計画策定等）

⑧社会福祉・医療事業団法（基金の設置）

医療給付等を町村に移譲し、市町村が在宅福祉・施設福祉の一元的実施主体となったことがあげられる。

これにともなって、身体障害者更生相談所の機能充実・強化が図られることになり、身体障害者福祉司に専門的相談・判定業務を含む新たな役割が課せられ、地域リハビリテーションの技術的中核としての機能が充実されることになった。(都道府県が引き続き行う事務：身体障害者手帳の公布等、更生医療の担当医療機関の指定、特別障害者手当等支給事務)

3 市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定

市町村及び都道府県で老人保健福祉計画をつくり、それによって保健福祉サービスを計画的に実施することを目的としている。

老人に対する保健サービスと福祉サービスの一体的提供を図る観点から、市町村及び都道府県はこれらのサービスの実施の目標等に関する計画を定めることとし、国は技術的な指導助言を行うとともに、計画達成のために必要な援助を行うよう努める。これは、平成元年12月に策定された高齢者保健福祉推進十か年戦略を制度面で裏付ける体制整備づくりとしての在宅福祉サービス推進制度の仕組みをつくるためのものである。

4 障害者関係施設の範囲の拡大等

視聴覚障害者情報提供施設を身体障害者更生援護施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームを精神薄弱者援護施設として位置づける。

5 その他

1) 福祉サービスの財政負担が町村にもかかり、従来は義務的経費扱いで社会福祉関連業務に限定され国から交付された費用が、今後は地方交付税の中に算入されることになった。

2) 有料老人ホームの設置について、事後届出から事前届出に改めるとともに、入所者の保護を図るため会員に対する指導等を行う有料老人ホーム協会（民法法人）を設立できることとし、協会とその会員は名称独占とする。

3) 老人の心身の健康の保持に資する事業の推進

老人の心身の健康保持に資する事業を行う者の活動を促進するため、厚生大臣は民法第34条の規定による法人を指定することができることとし指定法人老人健康保持事業の実施、啓発普及、援助、調査研究、社会福祉・医療事業団の助成事業等を行わせる。

6 施行期日等

①社会福祉医療事業団の基金の設置、老人福祉法の指定法人関係：公布の日から3月以内で政令で定める日

②在宅福祉の推進、障害者関係施設の範囲の拡大関係：平成3年1月1日

③社会福祉協議会及び共同募金、有料老人ホーム関係：平成3年4月1日

④措置権移譲、老人保健福祉計画関係：平成5年4月1日